

[事案 29-207] 特定損傷給付金等支払請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

不慮の事故により脱臼したことを理由に、特定損傷給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 8 月に契約した終身保険の傷害特約にもとづき、以下の理由により、特定損傷給付金および通院給付金を支払ってほしい。

- (1)夜中に体勢を反射的に変えたときに関節を脱臼し、翌日から約 3 か月間通院した。
- (2)過去に患部を強打して、違和感があるのは事実だが、今回のように関節が戻らない状態が続いたことはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、関節脱臼の既往歴がある上、関節習慣性脱臼（先天的に関節包や靭帯がゆるいためにくり返される脱臼）と診断されている。もし申立人がこのような体質でなければ、脱臼することはなかった。
- (2)よって、本事故は、「不慮の事故」の除外要件である「疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したとき」に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は脱臼しやすい状態であったと認められるため、今回の脱臼が「不慮の事故」によるものとは評価できず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。